

静岡県農業法人協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、静岡県農業法人協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、県内の農業法人が相互に交流し、自主的な組織運営のもとに、法人経営固有の課題の解決を図るとともに、地域農業の将来を担う農業後継者の人材育成等、本県農業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員（その会員たる法人の構成員等を含む）相互の交流促進
- (2) 経営管理能力の向上のための研修会・セミナー等の実施
- (3) 後継者等の人材育成・確保に関する事項の検討・実施
- (4) 法人経営上の課題解決のための研究・検討
- (5) 地域農業の振興・発展のための提言・要請活動の実施
- (6) 消費者、異業種との交流
- (7) 社団法人日本農業法人協会の各種事業への参加
- (8) その他目的達成に必要な事項の検討・実施

第2章 会員等

(会員の資格)

第4条 本会の会員たる資格は、県内の農業生産法人その他農業を営む法人等（以下「農業法人」という。）とする。

(入会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、会長に加入申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条 会員が本会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 会員たる資格を喪失したとき
- (2) 会費を納入せず、督促後なお2か月以上納入しないとき

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届け出)

第8条 会員は、その名称又は住所に変更があったときは、遅滞なく、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 賛助会員等

(賛助会員)

第9条 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けた者は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、会長が適当と認める場合には本会の事業に参加することができる。
- 4 賛助会員は、次の事由により本会を脱退する。
 - (1) 賛助会員から退会の申し出があったとき
 - (2) 賛助会費を納入せず、督促後なお2か月以上納入しないとき
 - (3) 会長が除名を適当と認めたとき
- 5 既納の賛助会費は、賛助会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(特別会員)

第10条 本会の趣旨に賛同し、理事会の承認を受けた者は、特別会員となることができる。

- 2 特別会員は、会長が適当と認める場合には本会の事業に参加することができる。
- 3 特別会員は、次の事由により本会を脱退する。
 - (1) 特別会員から退会の申し出があったとき
 - (2) 会長が除名を適当と認めたとき

第4章 役員等

(役員の数及び選任)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事若干名
- (2) 監事2人
 - 2 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
 - 4 理事のうちから会長1人、副会長3人以内を互選する。
 - 5 役員の外に顧問を置くことができる。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌握し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を組織し、会務を審議決定する。
- 4 監事は、本会の事業並びに会計を監査する。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

第5章 総会等

(総会)

第14条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会員の5分の1以上又は監事の請求があったとき
 - (2) 理事会が必要と認めたとき
- 5 次の事項は総会の議決を得なければならない。
 - (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
 - (3) 規約の改正に関する事項
 - (4) 会費及び徴収方法に関する事項
 - (5) その他重要な事項

(理事会)

第15条 本会は理事会を置くことができる。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。
- 4 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事の3分の1以上の請求があったとき
 - (2) 会長が必要と認めたとき
- 5 理事会は、本会の円滑な事業運営に必要な事項を協議する。
- 6 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議長)

第16条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第17条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第18条 総会及び理事会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第19条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。

第6章 業務の執行等

(事業年度)

第20条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 助成金
- (3) その他

第7章 補則

(事務局)

第 22 条 本会に、事務及び会計を処理するため事務局を置く。

2 事務局は、静岡県農業法人支援協議会とする。

(その他)

第 23 条 この規約に定めのない事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

1 この規約は平成 10 年 2 月 9 日より施行する。

2 この規約は平成 12 年 1 月 28 日より改正施行する。

3 この規約は平成 14 年 1 月 19 日より改正施行する。

4 この規約は平成 19 年 11 月 6 日より改正施行する。